

河内長野市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（案）

制定日：平成 27 年 11 月 19 日

最終改訂日：令和 5 年 4 月 1 日

1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

河内長野市では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年河内長野市条例第 41 号。以下「独自利用条例」という。）に定められた事務に限り、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱います。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制等を整備し、職員等（委託事業者含む。）に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2. 特定個人情報等の保護方針

河内長野市では、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり適正に特定個人情報等を取り扱います。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（※）を遵守します。

※「法令等」には、次のものを含む。

- ・番号法
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・独自利用条例
- ・河内長野市情報セキュリティポリシー（令和 4 年 8 月改正）
- ・河内長野市情報システムに係る管理運営及びデータ保護に関する規程（平成 27 年河内長野市規程第 33 号）

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び独自利用条例に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲に限り、適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき河内長野市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取り扱い及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。